

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程等の一部を改正する訓令の制定について

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程等の一部を改正する訓令（案）

（川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程の一部改正）

第1条 川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程（昭和50年川崎市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

青少年科学館	館長
--------	----

」

を

「

青少年科学館	館長
市立学校	校長

」

に改める。

（川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正）

第2条 川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（昭和42年川崎市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の2を次のように改める。

（定義）

第1条の2 この規程において、「教育職員」とは、職員のうち校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手である職員をいう。

第2条第2項中ただし書き及び各号を削り、同条第3項中「（昭和25年法律第261号）」を削り、同条第6項を削る。

附則第2項中「県費負担職員及び市費負担教員を除く。」を「学校に勤務する職員にあっては、一般事務職及び業務職である職員に限る。」に改め、同項第2号中「川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の次に「（昭和34年川崎市条例第30号）」を加える。

別表第2から別表第4までを次のように改める。

別表第2（第2条関係）

所属	種別	1週間の勤務時間 （勤務時間等を割り振る者）	勤務時間	休憩時間	週休日
学校	小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する教育職員	4週間を通じ1週間につき38時間45分 （校長）	3時間45分から11時間45分までの範囲内	勤務時間が6時間を超える場合は勤務時間の途中において45分、8時間を超える場合は勤務時間の途中において1時間とする。	4週間を通じ8日以上

小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する学校栄養職及び学校事務職である職員	38時間45分 (校長)	7時間45分	勤務時間の途中において45分	日曜日及び土曜日
小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する業務職である職員	38時間45分 (校長)	7時間45分	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日
高等学校に勤務する教育職員	1 38時間45分 (校長)	1 7時間45分	1 勤務時間の途中において45分	1 日曜日及び土曜日
	2 修学旅行において生徒を引率して行う指導業務に従事する場合は、当該業務に係る勤務日を含む4週間を通じ1週間につき38時間45分とする。 (校長)	3時間30分から12時間までの範囲内	2 勤務時間が6時間を超える場合は勤務時間の途中において45分、8時間を超える場合は勤務時間の途中において1時間とする。	2 4週間をじ8日以上
高等学校に勤務する一般事務職及び業務職である職員	38時間45分 (校長)	7時間45分	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日

備考

この表中 1 週間の勤務時間の欄における勤務時間等を割り振る者は、勤務時間、休憩時間又は週休日の割振りを行うものとする。

別表第 3 (第 2 条関係)

種別	1 週間の勤務時間 (勤務時間等を割り振る者)	勤務時間	休憩時間	週休日
事務局及び学校の教育に勤務する職員 (学校勤務職員にあっては、事務及び職業である職員に限る。)	31 時間 (所属長)	1 週 4 日勤務業務の实际情况に応じて、所属長が定める。	勤務時間の途中において 1 時間 (3 時間 30 分以下の勤務時間を割り振られた日を除く。) とし、その時限は、所属長が定める。	1 4 週間を通じ 12 日を超えない範囲において、所属長が定める。
		2 週 5 日勤務業務の实际情况に応じて、所属長が定める。		2 4 週間を通じ 8 日を超えない範囲において、所属長が定める。

高等学校に勤務する教育職員（校長を除く。）	31時間 (校長)	1 週4日勤務業務の实情に応じて、校長が定める。	勤務時間の途中において45分とし、その時限は、校長が定める。	1 4週間を通じ12日を超えない範囲において、校長が定める。
		2 週5日勤務業務の实情に応じて、校長が定める。		2 4週間を通じ8日を超えない範囲において、校長が定める。
小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する教育職員（校長を除く。）及び学校事務である職員	19時間15分 (校長)	1 週3日勤務業務の实情に応じて、校長が定める。	6時間につき勤務時間の途中において45分とし、その時限は、校長が定める。	1 日曜日、土曜日のほか4週間を通じ8日を超えない範囲において、校長が定める。
		2 週4日勤務業務の实情に応じて、校長が定める。		2 日曜日、土曜日のほか4週間を通じ4日を超えない範囲において、校長が定める。
		3 週5日勤務業務の实情に応じて、校長が定める。		3 日曜日及び土曜日

別表第4（第2条関係）

種別	1週間の勤務時間（勤務時間等を割り振る者）	勤務時間	休憩時間	週休日
事務局及び学校その他の教育機関に勤務する職員（学校に勤務する職員にあっては、一般事務職及び業務職である職員に限る。）	4週間を通じ1週間につき19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分のいずれかの勤務時間のうち当該職員が受けた育児短時間勤務の承認に係る勤務の形態に応じた勤務時間 (所属長)	当該職員が受けた育児短時間勤務の承認に係る時間帯に応じた時間	勤務時間の途中において1時間（4時間55分以下の勤務時間を割り振られた日においては、0分又は1時間）	当該職員が受けた育児短時間勤務の承認に係る勤務の日以外の日
学校に勤務する教育職員、学校栄養職及び学校事務職である職員	4週間を通じ1週間につき19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分のいずれかの勤務時間のうち当該職員が受けた育児短時間勤務の承認に係る勤務の形態に応じた勤務時間 (校長)	当該職員が受けた育児短時間勤務の承認に係る時間帯に応じた時間	勤務時間の途中において45分（4時間55分以下の勤務時間を割り振られた日においては、0分又は45分）	当該職員が受けた育児短時間勤務の承認に係る勤務の日以外の日

(川崎市教育委員会職員の育児休業等に関する規程の一部改正)

第3条 川崎市教育委員会職員の育児休業等に関する規程（平成2年川崎市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

(県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置)

2 平成29年4月1日（以下「移譲日」という。）の前日において、学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定の施行に伴い、引き続き川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）の適用を受けることとなったものについて、移譲日前に職員の育児休業等に関する規則（平成4年神奈川県人事委員会規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程中これに相当する規定がある場合には、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(川崎市教育委員会職員研修規程の一部改正)

第4条 川崎市教育委員会職員研修規程（平成21年川崎市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「市費支弁の」を削る。

第4条第2項及び第3項中「あて」を「充て」に改める。

(川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程の一部改正)

第5条 川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程（平成18年川崎市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第

1 条に規定する職員を除く。」を削り、同条第 1 号中「職員」の次に「。ただし、学校栄養職である職員を除く。」を加える。

(教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部改正)

第 6 条 教員特殊業務手当の支給に関する規程(平成 20 年川崎市教育委員会訓令第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「、(4)」を削り、「川崎市職員の給与等に関する条例(昭和 32 年条例第 26 号)第 10 条」を「川崎市職員の給与に関する条例(昭和 32 年川崎市条例第 29 号。以下「条例」という。)第 10 条第 1 項」に、「勤務時間を超えて」を「勤務時間外で」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(3) 規則別表教員特殊業務手当(4)の項に規定する業務 週休日若しくは条例第 10 条第 1 項に規定する休日等において業務に従事した時間が 1 時間以上(高等学校に勤務する者にあつては 2 時間以上。以下この号において同じ。)に及ぶもの又はその他の日において業務に従事した時間が正規の勤務時間外で 1 時間以上に及ぶもの

第 3 条第 5 号を次のように改める。

(5) 規則別表教員特殊業務手当(4)の項に掲げる業務

ア 高等学校教育職給料表の適用を受ける者

(ア) 週休日又は条例第 10 条第 1 項に規定する休日等において業務に従事した時間が 4 時間以上であるとき。 2, 800 円

(イ) 業務に従事した時間が 4 時間以上であるとき(ア)に掲げるときを除く。)。 1, 200 円

(ウ) 業務に従事した時間が 2 時間以上 4 時間未満であるとき。 600 円

イ 義務教育諸学校教育職給料表の適用を受ける者のうち小学校及び中

学校に勤務するもの（特別支援学級を担当するものを除く。）

(ア) 週休日又は条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が4時間以上であるとき。 2,800円

(イ) 業務に従事した時間が4時間以上であるとき（(ア)に掲げるときを除く。）。 1,200円

(ウ) 業務に従事した時間が1時間以上4時間未満であるとき。 300円

ウ 義務教育諸学校教育職給料表の適用を受ける者のうち特別支援学校に勤務するもの並びに小学校及び中学校の特別支援学級を担当するもの

(ア) 週休日又は条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が4時間以上であるとき。 2,800円

(イ) 週休日又は条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が2時間以上4時間未満であるとき。 1,200円

(ウ) 業務に従事した時間が2時間以上であるとき（(ア)及び(イ)に掲げるときを除く。）。 1,200円

(エ) 業務に従事した時間が1時間以上2時間未満であるとき。 600円

(川崎市立高等学校の教職員の休職者の給与に関する規程の一部改正)

第7条 川崎市立高等学校の教職員の休職者の給与に関する規程（平成19年川崎市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「川崎市立高等学校」を「川崎市立学校」に改める。

本則中「昭和32年条例第29号」を「昭和32年川崎市条例第29号」に、「川崎市立高等学校」を「市立学校（看護短期大学を除く。）」に改める。

附 則

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

制 定 理 由

市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、県費負担教職員の給与負担等が移譲されたことに伴い、教育委員会職員の勤務時間、育児休業及び研修等について必要な事項を定めること等のため、この訓令を制定するものである。

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令 新旧対照表【第1条関係】

改正後	改正前																																										
<p>○川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程 昭和50年4月1日教委訓令第2号 (第1条 略) (総括出勤記録管理者及び出勤記録管理者等)</p> <p>第2条 教育委員会事務局に総括出勤記録管理者を置き、総務部庶務課長を充てる。</p> <p>2 出勤記録管理者は、別表左欄に掲げる箇所に設置し、同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>3 総括出勤記録管理者は、総括出勤記録管理代理者を、出勤記録管理者は、出勤記録管理代行者を置くことができる。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">出勤記録管理者</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">設置箇所</th> <th style="text-align: center;">出勤記録管理者となる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる課</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる部相当の室</td> <td>室長</td> </tr> <tr> <td>総合教育センター</td> <td>室長</td> </tr> <tr> <td>図書館</td> <td>館長</td> </tr> <tr> <td>麻生図書館柿生分館</td> <td>分館長</td> </tr> <tr> <td>日本民家園</td> <td>園長</td> </tr> <tr> <td>青少年科学館</td> <td>館長</td> </tr> <tr> <td><u>市立学校</u></td> <td><u>校長</u></td> </tr> <tr> <td>前各項に定める設置箇所以外の勤務箇所</td> <td>教育長が別に定める</td> </tr> </tbody> </table>	出勤記録管理者		設置箇所	出勤記録管理者となる職	川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる課	課長	川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる部相当の室	室長	総合教育センター	室長	図書館	館長	麻生図書館柿生分館	分館長	日本民家園	園長	青少年科学館	館長	<u>市立学校</u>	<u>校長</u>	前各項に定める設置箇所以外の勤務箇所	教育長が別に定める	<p>○川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程 昭和50年4月1日教委訓令第2号 (第1条 略) (総括出勤記録管理者及び出勤記録管理者等)</p> <p>第2条 教育委員会事務局に総括出勤記録管理者を置き、総務部庶務課長を充てる。</p> <p>2 出勤記録管理者は、別表左欄に掲げる箇所に設置し、同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>3 総括出勤記録管理者は、総括出勤記録管理代理者を、出勤記録管理者は、出勤記録管理代行者を置くことができる。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">出勤記録管理者</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">設置箇所</th> <th style="text-align: center;">出勤記録管理者となる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる課</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる部相当の室</td> <td>室長</td> </tr> <tr> <td>総合教育センター</td> <td>室長</td> </tr> <tr> <td>図書館</td> <td>館長</td> </tr> <tr> <td>麻生図書館柿生分館</td> <td>分館長</td> </tr> <tr> <td>日本民家園</td> <td>園長</td> </tr> <tr> <td>青少年科学館</td> <td>館長</td> </tr> <tr> <td>前各項に定める設置箇所以外の勤務箇所</td> <td>教育長が別に定める</td> </tr> </tbody> </table>	出勤記録管理者		設置箇所	出勤記録管理者となる職	川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる課	課長	川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる部相当の室	室長	総合教育センター	室長	図書館	館長	麻生図書館柿生分館	分館長	日本民家園	園長	青少年科学館	館長	前各項に定める設置箇所以外の勤務箇所	教育長が別に定める
出勤記録管理者																																											
設置箇所	出勤記録管理者となる職																																										
川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる課	課長																																										
川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる部相当の室	室長																																										
総合教育センター	室長																																										
図書館	館長																																										
麻生図書館柿生分館	分館長																																										
日本民家園	園長																																										
青少年科学館	館長																																										
<u>市立学校</u>	<u>校長</u>																																										
前各項に定める設置箇所以外の勤務箇所	教育長が別に定める																																										
出勤記録管理者																																											
設置箇所	出勤記録管理者となる職																																										
川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる課	課長																																										
川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる部相当の室	室長																																										
総合教育センター	室長																																										
図書館	館長																																										
麻生図書館柿生分館	分館長																																										
日本民家園	園長																																										
青少年科学館	館長																																										
前各項に定める設置箇所以外の勤務箇所	教育長が別に定める																																										

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 新旧対照表【第2条関係】

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程 昭和42年3月31日教委訓令第2号</p> <p>(第1条 略)</p> <p><u>(定義)</u></p> <p><u>第1条の2 この規程において、「教育職員」とは、職員のうち校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手である職員をいう。</u></p> <p>(勤務時間等)</p> <p>第2条 職員（学校に勤務する職員を除く。）の勤務時間等は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 学校に勤務する職員の勤務時間等は、別表第2のとおりとする。</p>	<p>○川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程 昭和42年3月31日教委訓令第2号</p> <p>(第1条 略)</p> <p><u>(定義)</u></p> <p><u>第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 県費負担職員 職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。</u></p> <p><u>(2) 県費負担教員 県費負担職員のうち学校栄養職員及び事務職員を除く職員をいう。</u></p> <p><u>(3) 市費負担職員 職員のうち県費負担職員を除く職員をいう。</u></p> <p><u>(4) 市費負担教員 川崎市立学校に勤務する市費負担職員のうち事務職員及び業務職員を除く職員をいう。</u></p> <p>(勤務時間等)</p> <p>第2条 職員（学校に勤務する職員を除く。）の勤務時間等は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 学校に勤務する職員の勤務時間等は、別表第2のとおりとする。<u>ただし、校長は、次に掲げる県費負担職員が別に定めるところにより育児又は介護のために申し出た場合においては、校務の運営に支障があるときを除き、別表第2の規定に基づき各校で定められた勤務時間を繰り上げて勤務させることができる。</u></p> <p><u>(1) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者（届出をしないが、</u></p>

改正後	改正前
<p>3 前2項の規定にかかわらず、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の勤務時間等については、別表第3のとおりとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項及び同法第17条の規定による短時間勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をする職員の勤務時間等については別表第4のとおりとする。</p> <p>5 所属長は、業務の都合により必要と認めるときは、前各項に規定する職員の勤務時間及び休憩時間を臨時に繰り上げ、又は繰り下げる等の方法により変更することができる。</p> <p>（第3条～第4条 略）</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規程は、昭和42年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 休憩時間が1時間とされる職員（<u>学校に勤務する職員にあっては、一般事務職及び業務職である職員に限る。</u>以下同じ。）の休憩時間は、次に掲げる場合であって、公務の運営に支障がないと認められるときは、当分の間、第2条第1項から第4項までの規定にかかわらず、45分とする。この</p>	<p><u>事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の子を含む。以下同じ。）を養育する職員</u></p> <p><u>（2）配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、地方公務員法（<u>昭和25年法律第261号</u>）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の勤務時間等については、別表第3のとおりとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項及び同法第17条の規定による短時間勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をする職員の勤務時間等については別表第4のとおりとする。</p> <p>5 所属長は、業務の都合により必要と認めるときは、前各項に規定する職員の勤務時間及び休憩時間を臨時に繰り上げ、又は繰り下げる等の方法により変更することができる。</p> <p><u>6 所属長は、川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号）第5条第2項に規定する人事委員会の承認を得た場合又は県費負担職員が勤務する学校において、円滑な学校運営のため特に必要と認める場合には、休憩時間を一斉に与えないことができる。</u></p> <p>（第3条～第4条 略）</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規程は、昭和42年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 休憩時間が1時間とされる職員（<u>県費負担職員及び市費負担教員を除く。</u>以下同じ。）の休憩時間は、次に掲げる場合であって、公務の運営に支障がないと認められるときは、当分の間、第2条第1項から第4項までの規定にかかわらず、45分とする。この場合において、所属長は、当該職員の</p>

改正後	改正前
<p>場合において、所属長は、当該職員の勤務時間の始まる時刻を15分繰り下げ、又は終わる時刻を15分繰り上げる措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）のある職員が当該子の送迎のため、その住居以外の場所に赴く場合で、かつ、第2条第1項から第4項までの規定を適用すると当該送迎に支障があると認められる場合</p> <p>(2) 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号）第12条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員が当該者を介護する場合</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、特に教育長が認める場合</p> <p>3 職員が前項の規定の適用を受けようとする場合は、あらかじめ、所属長に申出をし、その承認を受けるものとする。</p> <p>4 前項に規定する申出があった場合において、その内容を確認する必要があると認めるときは、所属長は、当該申出をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。</p> <p>5 前3項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>勤務時間の始まる時刻を15分繰り下げ、又は終わる時刻を15分繰り上げる措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）のある職員が当該子の送迎のため、その住居以外の場所に赴く場合で、かつ、第2条第1項から第4項までの規定を適用すると当該送迎に支障があると認められる場合</p> <p>(2) 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第12条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員が当該者を介護する場合</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、特に教育長が認める場合</p> <p>3 職員が前項の規定の適用を受けようとする場合は、あらかじめ、所属長に申出をし、その承認を受けるものとする。</p> <p>4 前項に規定する申出があった場合において、その内容を確認する必要があると認めるときは、所属長は、当該申出をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。</p> <p>5 前3項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>

+川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 新旧対照表【第2条関係】

改正後						改正前					
○川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程 昭和42年3月31日教委訓令第2号 別表第1（第2条関係）						○川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程 昭和42年3月31日教委訓令第2号 別表第1（第2条関係）					
所属	種別	1週間の勤務時間（勤務時間等を割り振る者）	勤務時間	休憩時間	週休日	所属	種別	1週間の勤務時間（勤務時間等を割り振る者）	勤務時間	休憩時間	週休日
事務局	事務局に勤務する職員	38時間45分	8:30～17:15	12:00～13:00	日曜日及び土曜日	事務局	事務局に勤務する職員	38時間45分	8:30～17:15	12:00～13:00	日曜日及び土曜日
総合教育センター	総合教育センターに勤務する職員	38時間45分	8:30～17:15	12:00～13:00	日曜日及び土曜日	総合教育センター	総合教育センターに勤務する職員	38時間45分	8:30～17:15	12:00～13:00	日曜日及び土曜日
図書館（図書館分館） （図書館分館にあっては、麻生図書館分館に限る。）	図書館（中原図書館及び麻生図書館分館を除く。）に勤務する職員	38時間45分（館長）	1 8:30～17:15	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日	図書館（図書館分館） （図書館分館にあっては、麻生図書館分館に限る。）	図書館（中原図書館及び麻生図書館分館を除く。）に勤務する職員	38時間45分（館長）	1 8:30～17:15	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日
			2 10:30～19:15						2 10:30～19:15		
	中原図書館に勤務する職員	38時間45分（館長）	1 8:30～17:15	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日		中原図書館に勤務する職員	38時間45分（館長）	1 8:30～17:15	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日
			2 10:30～	において1					2 10:30～	において1	

改正後						改正前					
			19:15	時間					19:15	時間	
			3 12:30~ 21:15						3 12:30~ 21:15		
	麻生図書館 生分館に勤務 する職員	38時間45分 (館長)	1 8:30~ 17:15	勤務時間の 途中で1 時間	4週間を 通じ8日				1 8:30~ 17:15	勤務時間の 途中で1 時間	4週間を 通じ8日
			2 9:30~ 18:15	において1 時間					2 9:30~ 18:15	において1 時間	
日本民家園	日本民家園に勤務 する職員	38時間45分 (園長)	8:45~17: 30	勤務時間の 途中で1 時間	月曜日及 び4週間 を通じ4 日				8:45~17: 30	勤務時間の 途中で1 時間	月曜日及 び4週間 を通じ4 日
青少年科学館	青少年科学館に勤 務する職員	38時間45分 (館長)	8:45~17: 30	勤務時間の 途中で1 時間	月曜日及 び4週間 を通じ4 日				8:45~17: 30	勤務時間の 途中で1 時間	月曜日及 び4週間 を通じ4 日

備考

1 この表中1週間の勤務時間の欄（事務局及び総合教育センターの項を除く。）における勤務時間等を割り振る者は、4週間を平均して、1週間の勤務時間が同欄の時間数となるように、勤務時間、休憩時間又は週休日の割振りを行うものとする。

2 この表中勤務時間及び休憩時間の欄における時間の表記は、24時制によるものである。

備考

- 1 この表中1週間の勤務時間の欄（事務局及び総合教育センターの項を除く。）における勤務時間等を割り振る者は、4週間を平均して、1週間の勤務時間が同欄の時間数となるように、勤務時間、休憩時間又は週休日の割振りを行うものとする。
- 2 この表中勤務時間及び休憩時間の欄における時間の表記は、24時制によるものである。

改正後						改正前				
別表第2（第2条関係）						別表第2（第2条関係）				
所属	種別	1週間の勤務時間 (勤務時間等を割り振る者)	勤務時間	休憩時間	週休日	所属	種別	勤務時間	休憩時間	週休日
学校	小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する教育職員	4週間を通じ1週間につき38時間45分(校長)	3時間45分から11時間45分までの範囲内	勤務時間が6時間を超える場合は勤務時間の途中において45分、8時間を超える場合は勤務時間の途中において1時間とする。	4週間を通じ8日以上	学校	学校に勤務する市費負担教員	1 1週間につき38時間45分とし、その割振りは、業務の実情に応じ、校長が定める。	1 勤務時間の途中において45分とし、その時限は、校長が定める。	1 日曜日及び土曜日
	小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する学校栄養職及び学校事務職である職員	38時間45分(校長)	7時間45分	勤務時間の途中において45分	日曜日及び土曜日			2 修学旅行において生徒を引率して行う指導業務(以下この項において「修学旅行業務」という。)に従事する場合は、当該業務に係る勤務日	2 修学旅行業務に従事し、当該業務に係る勤務日の勤務時間が8時間を超える場合は、勤務時間の途中において1時間とし、その時限は、校長が定める。	2 修学旅行業務に従事する場合は、当該業務に係る勤務日を含む4週間を通じ8日以上とし、校長が定める。

改正後						改正前						
	小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する業務職である職員	38時間45分 (校長)	7時間45分	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日				<u>を含む4週間を通じ1週間につき38時間45分とし、その割振りは、業務の実情に応じ、校長が定める。</u>			
	高等学校に勤務する教員	1 38時間45分 (校長)	1 7時間45分	1 勤務時間の途中において45分	1 日曜日及び土曜日				学校に勤務する市費負担職員(市費負担教員を除く。)	1 週間につき38時間45分とし、その割振りは、業務の実情に応じ、校長が定める。	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日
	高等学校に勤務する教員	1 38時間45分 (校長)	1 7時間45分	1 勤務時間の途中において45分	1 日曜日及び土曜日				学校に勤務する県費負担教員	4 週間を通じ1週間につき38時間45分とし、その割振りは、業務の実情に応じ、校長が定める。	勤務時間が6時間を超える場合は勤務時間の途中において45分、8時間を超える場合は勤務時間の途中において1時間とし、その時限は、校長が定める。	1 4週間を通じ8日とし、その割振りは、業務の実情に応じ、校長が定める。

改正後				改正前			
		2 修学旅行において生徒を引率して行う指導業務に従事する場合は、当該業務に係る勤務日を含む4週間を通じ1週間につき38時間45分とする。 <u>(校長)</u>	3時間30分から12時間までの範囲内	2 勤務時間が6時間を超える場合は勤務時間の途中において45分、8時間を超える場合は勤務時間の途中において1時間とする。	2 4週間を通じ8日以上		2 1にかかわらず、修学旅行、自然教室及び宿泊学習において児童又は生徒を引率して行う指導業務に従事する場合は、当該業務に係る勤務日を含む4週間を通じ6日以上とし、校長が定める。
高等学校に勤務する一般事務職及び業務職である職員	38時間45分 <u>(校長)</u>	7時間45分	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日	1週間につき38時間45分とし、その割振りは、業務の実情に応じ、校長が定める。	勤務時間の途中において45分とし、その時限は、校長が定める。	日曜日及び土曜日

備考

この表中1週間の勤務時間の欄における勤務時間等を割り振る者は、勤務時間、休憩時間又は週休日の割振りを行うものとする。

改正後

改正前

別表第3（第2条関係）

別表第3（第2条関係）

種別	1週間の勤務時間（勤務時間等を割り振る者）	勤務時間	休憩時間	週休日
事務局及び学校その他の教育機関に勤務する職員（学校に勤務する職員にあっては、一般事務職及び業務職である職員に限る。）	31時間（所属長）	1週4日勤務業務の实际情况に応じ、所属長が定める。	勤務時間の途中において1時間30分以下の勤務時間を割り振られた日を除く。）とし、その時限は、所属長が定める。	1週4週間を通じ12日を超えない範囲において、所属長が定める。
		2週5日勤務業務の实际情况に応じ、所属長が定める。		2週4週間を通じ8日を超えない範囲において、所属長が定める。

種別	勤務時間	休憩時間	週休日		
			1週3日勤務者	1週4日勤務者	1週5日勤務者
市費負担職員（市費負担教員を除く。）	1週間につき31時間とし、その割振りは、業務の实际情况に応じ、所属長が定める。	勤務時間の途中において1時間とし、その時限は、所属長が定める。		4週間を通じ12日を超えない範囲において、所属長が定める。	4週間を通じ8日を超えない範囲において、所属長が定める。
市費負担教員	1週間につき31時間とし、その割振り分は、業務の实际情况に応じ、所属長が定める。	勤務時間の途中において45分とし、その時限は、所属長が定める。		4週間を通じ12日を超えない範囲において、所属長が定める。	4週間を通じ8日を超えない範囲において、所属長が定める。

改正後					改正前					
高等学校に勤務する教育職員(校長を除く。)	31時間 (校長)	1 週4日勤務業務の実情に応じて、校長が定める。	勤務時間の途中において45分とし、その時限は、校長が定める。	1 4週間を通じ12日を超えない範囲において、校長が定める。	県費負担職員	1週間につき19時間15分とし、その割振りは、業務の実情に応じて、所属長が定める。	6時間につき勤務時間の途中において45分とし、その時限は、所属長が定める。	日曜日、土曜日	日曜日、土曜日	日曜日及
		2 週5日勤務業務の実情に応じて、校長が定める。		2 4週間を通じ8日を超えない範囲において、校長が定める。				日曜日、土曜日	日曜日、土曜日	日曜日及
小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する教育職員(校長を除く。)及び学校事務職員	19時間15分 (校長)	1 週3日勤務業務の実情に応じて、校長が定める。	6時間につき勤務時間の途中において45分とし、その時限は、校長が定める。	1 日曜日、土曜日のほか4週間を通じ8日を超えない範囲において、校長が定める。	所属長が定める。	所属長が定める。	所属長が定める。	日曜日、土曜日	日曜日、土曜日	日曜日及
		2 週4日勤務業務の実情に応じて、校長が定める。		2 日曜日、土曜日のほか4週間を通じ8日を超えない範囲において、校長が定める。				日曜日、土曜日	日曜日、土曜日	日曜日及

改正後				改正前			
		情に応じて、校長が定める。		じ4日を超えない範囲において、校長が定める。			
		3 週 5 日勤務業務の実情に応じて、校長が定める。		3 日 曜日及び土曜日			

別表第4（第2条関係）

種別	1 週間の勤務時間（勤務時間等を割り振る者）	勤務時間	休憩時間	週休日
事務局及び学校その他の教育機関に勤務する職員（学校に勤務する職員にあっては、一般事務職及び業務職である職員に限る。）	4 週間を通じ 1 週間で 19 時間 25 分、1 日 9 時間 35 分、23 時間 15 分又は 24 時間 35 分のいずれかの勤務時間のうち当該職員が受けた育児	当該職員が受けた育児短時間勤務の承認に係る時間帯に於いた時間	勤務時間の途中において 1 時間 5 分以下の勤務時間を割り振られた日にあっては、0 分又は 1 時間	当該職員が受けた育児短時間勤務の承認に係る勤務の日以外の日

別表第4（第2条関係）

種別	勤務時間（勤務時間等を割り振る者）	休憩時間	週休日
育児短時間勤務等をしていく市費負担職員（市費負担職員を除く。）	4 週間を通じ 1 週間で 19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 15 分又は 24 時間 35 分のいずれかの勤務時間のうち当該職員が受けた育児短時間勤務の承認に係る勤務の形態に応じた勤務時間（所属長）	勤務時間の途中において 1 時間 5 分以下の勤務時間を割り振られた日にあっては、0 分又は 1 時間	当該職員が受けた育児短時間勤務の承認に係る勤務の日以外の日

改正後					改正前				
	<u>短時間勤務の承認に係る勤務の形態に応じた勤務時間(所属長)</u>								
学校に勤務する教育職員、学校栄養職員及び学校事務職である職員	4週間を通じ1週間につき19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分のいずれかの勤務時間のうち当該職員が受けた育児短時間勤務の承認に係る勤務の形態に応じた勤務時間(校長)	当該職員が受けた育児短時間勤務の承認に係る時間帯に応じた時間	勤務時間の途中において45分(4時間55分以下の勤務時間を割り振られた日)にあっては、0分又は45分)	当該職員が受けた育児短時間勤務の承認に係る勤務の形態に応じた勤務時間(校長)	育児短時間勤務等をしていき19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分のいずれかの勤務時間のうち当該職員が受けた育児短時間勤務の承認に係る勤務の形態に応じた勤務時間(所属長)	4週間を通じ1週間につき19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分以下の勤務時間のうち当該職員が受けた育児短時間勤務の承認に係る勤務の形態に応じた勤務時間(所属長)	勤務時間の途中において45分(4時間55分以下の勤務時間を割り振られた日)にあっては、0分又は45分)	当該職員が受けた育児短時間勤務の承認に係る勤務の形態に応じた勤務時間(所属長)	当該職員が受けた育児短時間勤務の承認に係る勤務の形態に応じた勤務時間(所属長)

改正後	改正前			
	<u>育児短時間勤務等をしていくる県費負担職員</u>	<u>4週間を通じ1週間につき19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分のいずれかの勤務時間のうち当該職員が受けた育児短時間勤務の承認に係る勤務の形態に応じた勤務時間(所属長)</u>	<u>勤務時間の途中において45分(4時間55分以下の勤務時間を割り振られた日においては、0分又は45分)</u>	<u>当該職員が受けた育児短時間勤務の承認に係る勤務の日以外の日</u>

川崎市教育委員会職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令 新旧対照表【第3条関係】

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会職員の育児休業等に関する規程 平成2年3月30日教委訓令第5号</p> <p>川崎市教育委員会職員の育児休業等に関する規程 川崎市教育委員会の任命に係る職員の育児休業等に関しては、法令その他に別に定めがあるもののほか、川崎市職員の育児休業等に関する規程（平成4年川崎市訓令第4号。以下「規程」という。）を準用する。この場合において、規程中「川崎市長」及び「総務企画局長」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。</u> <u>（県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置）</u></p> <p><u>2 平成29年4月1日（以下「移譲日」という。）の前日において、学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定の施行に伴い、引き続き川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）の適用を受けることとなったものについて、移譲日前に職員の育児休業等に関する規則（平成4年神奈川県人事委員会規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程中これに相当する規定がある場合には、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</u></p>	<p>○川崎市教育委員会職員の育児休業等に関する規程 平成2年3月30日教委訓令第5号</p> <p>川崎市教育委員会職員の育児休業等に関する規程 川崎市教育委員会の任命に係る職員の育児休業等に関しては、法令その他に別に定めがあるもののほか、川崎市職員の育児休業等に関する規程（平成4年川崎市訓令第4号。以下「規程」という。）を準用する。この場合において、規程中「川崎市長」及び「総務企画局長」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成2年4月1日から施行する。</p>

川崎市教育委員会職員研修規程の一部を改正する規程 新旧対照表【第4条関係】

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会職員研修規程 平成21年3月19日教委訓令第5号 (第1条～第2条 略) (研修の種類)</p> <p>第3条 研修の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 自主研修 職員の自主的な学習及び研究に対し、必要な指導及び助成等を行うことにより行うものとする。</p> <p>(2) 職場研修 職務上必要な知識、技能、態度等を習得させるため、主として日常の業務を通して行うものとする。</p> <p>(3) 所属研修 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和46年川崎市教育委員会規則第19号）第3条に掲げる室又は課若しくは総合教育センターが行う研修で、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 教育委員会事務局職員研修 イ 教育機関（学校を除く教育委員会の所管に属する機関をいう。）職員研修 ウ 学校職員研修</p> <p>(4) 行政改革マネジメント推進室研修 教育委員会の所管に属する職員を対象とした研修で、総務企画局行政改革マネジメント推進室に委託して行うものとする。</p> <p>(5) 派遣研修 国若しくは他の地方公共団体又は学校その他の機関（以下「派遣機関」という。）に職員を派遣して行うものとする。 (人材育成推進管理者及び人材育成推進主任)</p> <p>第4条 教育委員会に人材育成推進管理者（以下「推進管理者」という。）及び人材育成推進主任（以下「推進主任」という。）を置く。</p> <p>2 推進管理者は、庶務課長をもって充て、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 第6条第1項に規定する研修計画に基づく研修の実施に関するこ</p>	<p>○川崎市教育委員会職員研修規程 平成21年3月19日教委訓令第5号 (第1条～第2条 略) (研修の種類)</p> <p>第3条 研修の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 自主研修 職員の自主的な学習及び研究に対し、必要な指導及び助成等を行うことにより行うものとする。</p> <p>(2) 職場研修 職務上必要な知識、技能、態度等を習得させるため、主として日常の業務を通して行うものとする。</p> <p>(3) 所属研修 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和46年川崎市教育委員会規則第19号）第3条に掲げる室又は課若しくは総合教育センターが行う研修で、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 教育委員会事務局職員研修 イ 教育機関（学校を除く教育委員会の所管に属する機関をいう。）職員研修 ウ 学校職員研修</p> <p>(4) 行政改革マネジメント推進室研修 教育委員会の所管に属する市費支弁の職員を対象とした研修で、総務企画局行政改革マネジメント推進室に委託して行うものとする。</p> <p>(5) 派遣研修 国若しくは他の地方公共団体又は学校その他の機関（以下「派遣機関」という。）に職員を派遣して行うものとする。 (人材育成推進管理者及び人材育成推進主任)</p> <p>第4条 教育委員会に人材育成推進管理者（以下「推進管理者」という。）及び人材育成推進主任（以下「推進主任」という。）を置く。</p> <p>2 推進管理者は、庶務課長をもってあて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 第6条第1項に規定する研修計画に基づく研修の実施に関するこ</p>

改正後	改正前
<p>と。</p> <p>(2) 職場研修に係る助言、指導及び必要な指示に関すること。</p> <p>(3) 総務企画局行政改革マネジメント推進室との連絡及び調整に関すること。</p> <p>3 推進主任は、庶務係長をもって<u>充て</u>、推進管理者の職務を補佐する。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>と。</p> <p>(2) 職場研修に係る助言、指導及び必要な指示に関すること。</p> <p>(3) 総務企画局行政改革マネジメント推進室との連絡及び調整に関すること。</p> <p>3 推進主任は、庶務係長をもって<u>あて</u>、推進管理者の職務を補佐する。</p> <p>(以下 略)</p>

川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程の一部を改正する訓令 新旧対照表【第5条関係】

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程 平成18年3月31日教委訓令第4号</p> <p>(川崎市職員の人事評価に関する規程の準用)</p> <p>第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第23条の2第1項の規定に基づき実施する職員に対する人事評価(以下「人事評価」という。)に関し、川崎市教育委員会の任命に係る一般職の職員(以下「職員」という。)のうち、次の各号に掲げる職員については、川崎市職員の人事評価に関する規程(平成18年川崎市訓令第9号。以下「市職員人事評価規程」という。)の規定を準用する。</p> <p>(1) 教育委員会事務局に勤務する職員。<u>ただし、学校栄養職である職員を除く。</u></p> <p>(2) 教育機関に勤務する職員。ただし、市立高等学校に勤務する職員にあっては、事務職員、市立学校に勤務する職員にあっては、業務職員に限る。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>○川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程 平成18年3月31日教委訓令第4号</p> <p>(川崎市職員の人事評価に関する規程の準用)</p> <p>第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第23条の2第1項の規定に基づき実施する職員に対する人事評価(以下「人事評価」という。)に関し、川崎市教育委員会の任命に係る一般職の職員(<u>市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員を除く。</u>以下「職員」という。)のうち、次の各号に掲げる職員については、川崎市職員の人事評価に関する規程(平成18年川崎市訓令第9号。以下「市職員人事評価規程」という。)の規定を準用する。</p> <p>(1) 教育委員会事務局に勤務する職員</p> <p>(2) 教育機関に勤務する職員。ただし、市立高等学校に勤務する職員にあっては、事務職員、市立学校に勤務する職員にあっては、業務職員に限る。</p> <p>(以下 略)</p>

教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令 新旧対照表【第6条関係】

改正後	改正前
<p>○教員特殊業務手当の支給に関する規程 平成20年3月31日教委訓令第4号</p>	<p>○教員特殊業務手当の支給に関する規程 平成20年3月31日教委訓令第4号</p>
<p>(第1条 略) (支給内容)</p>	<p>(第1条 略) (支給内容)</p>
<p>第2条 規則別表支給を受ける者の欄に規定する当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものは、次の各号に掲げる業務の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>第2条 規則別表支給を受ける者の欄に規定する当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものは、次の各号に掲げる業務の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。</p>
<p>(1) 規則別表教員特殊業務手当(1)及び(5)の項に規定する業務 週休日若しくは<u>川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「条例」という。)</u>第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が2時間以上に及ぶもの又はその他の日において業務に従事した時間が正規の勤務時間外で2時間以上に及ぶもの</p>	<p>(1) 規則別表教員特殊業務手当(1)、(4)及び(5)の項に規定する業務 週休日若しくは<u>川崎市職員の給与等に関する条例(昭和32年条例第26号)第10条</u>に規定する休日等において業務に従事した時間が2時間以上に及ぶもの又はその他の日において業務に従事した時間が正規の勤務時間を超えて2時間以上に及ぶもの</p>
<p>(2) 規則別表教員特殊業務手当(2)及び(3)の項に規定する業務 当該業務に従事した日において、業務に従事した時間が8時間程度に及ぶもの</p>	<p>(2) 規則別表教員特殊業務手当(2)及び(3)の項に規定する業務 当該業務に従事した日において、業務に従事した時間が8時間程度に及ぶもの</p>
<p>(3) 規則別表教員特殊業務手当(4)の項に規定する業務 週休日若しくは<u>条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が1時間以上(高等学校に勤務する者にあつては2時間以上。以下この号において同じ。)</u>に及ぶもの又はその他の日において業務に従事した時間が正規の勤務時間外で1時間以上に及ぶもの</p>	
<p>2 規則別表教員特殊業務手当(2)の項支給を受ける者の欄に規定する修学旅行、林間学校、臨海学校等(学校が計画し、及び実施するものに限る。)のうち教育委員会が定めるものは、次に掲げるものとする。</p>	<p>2 規則別表教員特殊業務手当(2)の項支給を受ける者の欄に規定する修学旅行、林間学校、臨海学校等(学校が計画し、及び実施するものに限る。)のうち教育委員会が定めるものは、次に掲げるものとする。</p>
<p>(1) 学校行事として行う修学旅行及び遠足 (2) 林間学校及び臨海学校</p>	<p>(1) 学校行事として行う修学旅行及び遠足 (2) 林間学校及び臨海学校</p>

改正後	改正前
<p>(3) スキー学校、移動教室等で教育委員会が認めるもの</p> <p>3 規則別表教員特殊業務手当(3)の項支給を受ける者の欄に規定する対外運動競技等のうち教育委員会が定めるものは、国若しくは地方公共団体の開催する対外運動競技会等又は市以上の区域を単位とする学校体育団体若しくは教育研究団体の開催する対外運動競技会等であって、当該競技会等への参加が学校教育活動として行われるもの(前項に規定するものを除く。)とする。</p> <p>(支給額)</p> <p>第3条 規則別表教員特殊業務手当(1)から(5)までの各項額の欄に規定する当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ教育委員会が定める額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 規則別表教員特殊業務手当(1)の項支給を受ける者の欄アの業務</p> <p>ア 業務に従事した時間が6時間以上であるとき。 7,500円</p> <p>イ 業務に従事した時間が6時間未満であるとき。 1,100円</p> <p>(2) 規則別表教員特殊業務手当(1)の項支給を受ける者の欄イ及びウの業務</p> <p>ア 業務に従事した時間が6時間以上であるとき。 7,000円</p> <p>イ 業務に従事した時間が6時間未満であるとき。 900円</p> <p>(3) 規則別表教員特殊業務手当(2)の項に掲げる業務</p> <p>ア 宿泊を伴うとき。 4,000円</p> <p>イ 宿泊を伴わないとき。 1,100円</p> <p>(4) 規則別表教員特殊業務手当(3)の項に掲げる業務 4,000円</p> <p><u>(5) 規則別表教員特殊業務手当(4)の項に掲げる業務</u></p>	<p>(3) スキー学校、移動教室等で教育委員会が認めるもの</p> <p>3 規則別表教員特殊業務手当(3)の項支給を受ける者の欄に規定する対外運動競技等のうち教育委員会が定めるものは、国若しくは地方公共団体の開催する対外運動競技会等又は市以上の区域を単位とする学校体育団体若しくは教育研究団体の開催する対外運動競技会等であって、当該競技会等への参加が学校教育活動として行われるもの(前項に規定するものを除く。)とする。</p> <p>(支給額)</p> <p>第3条 規則別表教員特殊業務手当(1)から(5)までの各項額の欄に規定する当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ教育委員会が定める額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 規則別表教員特殊業務手当(1)の項支給を受ける者の欄アの業務</p> <p>ア 業務に従事した時間が6時間以上であるとき。 7,500円</p> <p>イ 業務に従事した時間が6時間未満であるとき。 1,100円</p> <p>(2) 規則別表教員特殊業務手当(1)の項支給を受ける者の欄イ及びウの業務</p> <p>ア 業務に従事した時間が6時間以上であるとき。 7,000円</p> <p>イ 業務に従事した時間が6時間未満であるとき。 900円</p> <p>(3) 規則別表教員特殊業務手当(2)の項に掲げる業務</p> <p>ア 宿泊を伴うとき。 4,000円</p> <p>イ 宿泊を伴わないとき。 1,100円</p> <p>(4) 規則別表教員特殊業務手当(3)の項に掲げる業務 4,000円</p> <p><u>(5) 規則別表教員特殊業務手当(4)の項に掲げる業務</u></p>

改正後	改正前
<p><u>ア 高等学校教育職給料表の適用を受ける者</u> <u>(ア) 週休日又は条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が4時間以上であるとき。 2,800円</u> <u>(イ) 業務に従事した時間が4時間以上であるとき（(ア)に掲げるときを除く。）。 1,200円</u> <u>(ウ) 業務に従事した時間が2時間以上4時間未満であるとき。 600円</u></p> <p><u>イ 義務教育諸学校教育職給料表の適用を受ける者のうち小学校及び中学校に勤務するもの（特別支援学級を担当するものを除く。）</u> <u>(ア) 週休日又は条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が4時間以上であるとき。 2,800円</u> <u>(イ) 業務に従事した時間が4時間以上であるとき（(ア)に掲げるときを除く。）。 1,200円</u> <u>(ウ) 業務に従事した時間が1時間以上4時間未満であるとき。 300円</u></p> <p><u>ウ 義務教育諸学校教育職給料表の適用を受ける者のうち特別支援学校に勤務するもの並びに小学校及び中学校の特別支援学級を担当するもの</u> <u>(ア) 週休日又は条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が4時間以上であるとき。 2,800円</u> <u>(イ) 週休日又は条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が2時間以上4時間未満であるとき。 1,200円</u> <u>(ウ) 業務に従事した時間が2時間以上であるとき（(ア)及び(イ)に掲げるときを除く。）。 1,200円</u> <u>(エ) 業務に従事した時間が1時間以上2時間未満であるとき。 600円</u></p> <p>(6) 規則別表教員特殊業務手当(5)の項に掲げる業務 1,000円</p>	<p><u>ア 週休日又は休日等において業務に従事した時間が4時間以上であるとき。 2,800円</u></p> <p><u>イ 業務に従事した時間が4時間以上であるとき（(ア)に掲げるときを除く。）。 1,200円</u></p> <p><u>ウ 業務に従事した時間が4時間未満であるとき。 600円</u></p> <p>(6) 規則別表教員特殊業務手当(5)の項に掲げる業務 1,000円</p>

川崎市立高等学校の教職員の休職者の給与に関する規程の一部を改正する訓令 新旧対照表【第7条関係】

改正後	改正前
<p>○<u>川崎市立学校</u>の教職員の休職者の給与に関する規程 平成19年3月15日教委訓令第1号</p> <p>改正 平成22年3月30日教育委員会訓令第1号 平成25年9月18日教育委員会訓令第2号</p> <p><u>川崎市立学校</u>の教職員の休職者の給与に関する規程 川崎市職員の給与に関する条例（<u>昭和32年川崎市条例第29号</u>。以下「条例」という。）第19条第5項の規定による<u>市立学校（看護短期大学を除く。）</u>の教職員が休職にされたときの給与の支給については、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）及び教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第10条第2項において準用される場合を含む。）の適用を受ける場合を除き、条例第19条第1項から第4項までの規定を準用する。</p>	<p>○<u>川崎市立高等学校</u>の教職員の休職者の給与に関する規程 平成19年3月15日教委訓令第1号</p> <p>改正 平成22年3月30日教育委員会訓令第1号 平成25年9月18日教育委員会訓令第2号</p> <p><u>川崎市立高等学校</u>の教職員の休職者の給与に関する規程 川崎市職員の給与に関する条例（<u>昭和32年条例第29号</u>。以下「条例」という。）第19条第5項の規定による<u>川崎市立高等学校</u>の教職員が休職にされたときの給与の支給については、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）及び教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第10条第2項において準用される場合を含む。）の適用を受ける場合を除き、条例第19条第1項から第4項までの規定を準用する。</p>